

国土審議会 水資源開発分科会 淀川部会 議事次第

日 時 : 平成20年6月13日 (金) 14:00～
場 所 : 国土交通省土地・水資源局会議室

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 淀川水系における水資源開発基本計画の変更
(案) について
 - (2) その他
3. 閉 会

第6回淀川部会 配付資料一覧

資料1 淀川部会 委員名簿

資料2 次期「淀川水系における水資源開発基本計画」(案) 新旧対照表

資料3 次期「淀川水系における水資源開発基本計画」(案) 説明資料

資料4 川上ダム建設事業、天ヶ瀬ダム再開発事業及び安威川ダム建設事業の概要

【参考資料】 (メインテーブルのみ) ※ホームページ掲載にあたっては略

参考資料1 第3回部会資料(抜粋)

参考資料2 第4回部会資料(抜粋)

参考資料3 第5回部会資料(抜粋)

【参 考】

○ 国土審議会委員名簿

○ 国土交通省設置法、国土審議会令、国土審議会運営規則

○ 水資源開発分科会における部会設置要綱

○ 水資源開発促進法、水資源開発基本計画について

○ 「淀川水系における水資源開発基本計画」

(計画決定：平成4年8月4日、最終一部変更：平成13年9月14日)

平成20年6月13日現在

第6回 淀川部会 委員名簿

(五十音順)

	氏 名	現 職
委員・ 特別委員	○ いけぶち しゅういち 池淵 周一	京都大学 名誉教授
	◎ いいじま のりお 飯嶋 宣雄	東京水道サービス（株）代表取締役社長
	さ さ き ひろし 佐々木 弘	神戸大学 名誉教授
	まきむら ひさこ 槇村 久子	京都女子大学現代社会学部 教授
専門委員	あいざわ たかこ 相澤 貴子	横浜市水道局 技術顧問
	あなぶき たかゆき 穴吹 隆之	(財)四国電気保安協会 専務理事
	きたの よしのり 北野 義則	関東学院大学工学部 教授
	たにぐち ふみお 谷口 文夫	元 大阪府監査委員
	つ の ひろし 津野 洋	京都大学大学院工学研究科 教授
	みつの とおる 三野 徹	京都大学 名誉教授
	みやい ひろし 宮井 宏	(財)淀川水源地域対策基金 理事

(計11名)

(◎ : 部会長 ○ : 部会長代理)

現行計画 (平成4年8月決定、平成13年9月一部変更)	変更案
<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標</p> <p>この水系に各種用水を依存する見込みの三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の諸地域に対する21世紀の初頭に向けての水需要の見通し及び供給の目標については、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、この水系及び関連水系における今後の計画的整備のための調査を待って、順次具体化するものとするが、平成3年度から平成12年度までを目途とする水の用途別の需要の見通し及びより長期的な見通し並びにこれらを踏まえた供給の目標は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 水の用途別の需要の見通し</p> <p>平成3年度から平成12年度までを目途とする水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用、この水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。</p> <p>水道用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の大阪府、兵庫県及び奈良県の一部の地域における水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約42立方メートルである。</p> <p>工業用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の大阪府及び兵庫県の一部の地域における工業用水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約10立方メートルである。</p> <p>農業用水については、この水系に関連する諸地域における農業基盤の整備その他農業近代化施策の実施に伴う必要水量の見込みは、毎秒約9立方メートルである。</p> <p>(2) 供給の目標</p> <p>これらの需要に対処するための供給の目標は、平成12年度において毎秒約60立方メートルとし、併せて平成13年度以降の需要の発生に対処するため計画的な水資源開発を推進するものとする。</p> <p>このため2に掲げるダム、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設の建設を促進するとともに、下水処理水の再生利用等水利用の合理化を図る措置を講ずるものとする。さらに、新たな上流ダム群等の開発及び利用の合理化のための調査を推進し、その具体化を図るものとする。</p> <p>なお、滋賀県が必要とする水量のうち琵琶湖から取水する量の見込みは、水道用水毎秒約2立方メートル、工業用水毎秒約1立方メートル及び琵琶湖周辺の既存の農地で必要とする農業用水毎秒約6立方メートルであり、これらの利用に当たっては、合理的な利用と水源の水質保全に努めるものとする。</p>	<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標</p> <p>この水系に各種用水を依存している三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の諸地域において、平成27年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。</p> <p>また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。</p> <p>(1) 水の用途別の需要の見通し</p> <p>水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用等を考慮し、おおむね次のとおりとする。</p> <p>この水系に水道用水または工業用水を依存している諸地域において、水道事業及び工業用水道事業がこの水系に依存する需要の見通しは毎秒約114立方メートルである。このうち、この水系に水道用水を依存している諸地域において、水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約97立方メートルであるとともに、この水系に工業用水を依存している諸地域において、工業用水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約17立方メートルである。</p> <p>また、この水系に農業用水を依存している諸地域において、農業生産の維持及び増進を図るために増加する農業用水の需要の見通しは毎秒約6.6立方メートルである。</p> <p>(2) 供給の目標</p> <p>これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。</p> <p>2に掲げる水資源開発のための施設とこれまでに整備した施設等により、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にすれば、毎秒約111立方メートルとなる。なお、計画当時の流況を基にすれば、その水量は毎秒約134立方メートルとなる。</p> <p>なお、滋賀県が必要とする水量のうち琵琶湖から取水する量の見込みは、水道用水毎秒約7.2立方メートル、工業用水毎秒約1.7立方メートルであり、これらの利用に当たっては合理的な利用と水源の水質保全に努めるものとする。</p>

現行計画（平成4年8月決定、平成13年9月一部変更）	変更案
<p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 上記の供給の目標を達成するために必要な施設のうち、取りあえず、平成12年度における新規利水量毎秒約49立方メートルの確保及び平成13年度以降発生する需要の計画的な対処を目途として、平成13年度以降降水の用途別の需要の見直し及び供給の目標を見直すまでの当分の間次の施設の建設を行う。</p> <p>(1) 琵琶湖開発事業 事業目的 この事業は、琵琶湖総合開発の一環として実施するもので、洪水防御の用に資するとともに、大阪府及び兵庫県の水道用水及び工業用水を確保するものとする。 なお、この事業の実施に当たっては、琵琶湖の水位変動に伴う水産業等に及ぼす影響について十分配慮するものとする。</p> <p>事業主体 水資源開発公団 河川名 琵琶湖及び淀川 利水のための基本的事項 利用水深は、琵琶湖基準水位-1.5メートル、新規に開発する水量は毎秒約40立方メートルとする。 ただし、琵琶湖総合開発計画の各事業の施行及び補償等については、非常渇水時の処置に万全を期し得るよう措置するものとする。</p> <p>予定工期 昭和43年度から平成8年度まで ただし、概成は平成3年度</p> <p>(2) 日吉ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、京都府、大阪府及び兵庫県の水道用水を確保するものとする。</p> <p>事業主体 水資源開発公団 河川名 桂川 新規利水容量 約15,000千立方メートル (有効貯水容量約58,000千立方メートル)</p> <p>予定工期 昭和46年度から平成9年度まで</p> <p>(3) 比奈知ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、三重県、京都府及び奈良県の水道用水を確保するものとする。 なお、比奈知ダムは発電の用にも併せ供するものとする。</p> <p>事業主体 水資源開発公団 なお、この事業の発電に係る部分については、別に三重県から委託を受ける予定である。</p> <p>河川名 名張川 新規利水容量 約7,000千立方メートル (有効貯水容量約18,400千立方メートル)</p> <p>予定工期 昭和47年度から平成10年度まで</p>	<p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 <u>先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。</u> <u>なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。</u></p>

現行計画（平成4年8月決定、平成13年9月一部変更）	変更案
<p>(4) 布目ダム建設事業</p> <p>事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、奈良県の水道用水を確保するものとする。</p> <p>事業主体 水資源開発公団</p> <p>河川名 布目川</p> <p>新規利水容量 約10,000千立方メートル (有効貯水容量約15,400千立方メートル)</p> <p>予定工期 昭和50年度から平成11年度まで ただし、概成は平成3年度</p> <p>(5) 川上ダム建設事業</p> <p>事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、三重県、兵庫県及び奈良県の水道用水を確保するものとする。</p> <p>事業主体 水資源開発公団</p> <p>河川名 前深瀬川</p> <p>新規利水容量 約13,700千立方メートル (有効貯水容量約31,200千立方メートル)</p> <p>予定工期 昭和56年度から平成16年度まで</p> <p>(6) 大戸川ダム建設事業</p> <p>事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、滋賀県、京都府及び大阪府の水道用水を確保するものとする。 なお、大戸川ダムは発電の用にも併せ供するものとする。</p> <p>事業主体 国土交通省</p> <p>河川名 大戸川</p> <p>新規利水容量 約4,890千立方メートル (有効貯水容量約27,600千立方メートル)</p> <p>予定工期 昭和53年度から平成13年度まで</p> <p>(7) 丹生ダム建設事業</p> <p>事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む）を図るとともに、京都府、大阪府及び兵庫県の水道用水を確保するものとする。</p> <p>事業主体 水資源開発公団</p> <p>河川名 高時川</p> <p>新規利水容量 約61,000千立方メートル (有効貯水容量約143,000千立方メートル)</p> <p>予定工期 昭和55年度から平成22年度まで</p>	<p>(1) 川上ダム建設事業</p> <p>事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（<u>既設ダムの堆砂除去のための代替補給を含む</u>）を図るとともに、三重県の水道用水を確保するものとする。</p> <p>事業主体 <u>独立行政法人 水資源機構</u></p> <p>河川名 <u>前深瀬川</u></p> <p>新規利水容量 <u>約3,500千立方メートル</u> (有効貯水容量約29,200千立方メートル)</p> <p>予定工期 昭和56年度から</p>

現行計画（平成4年8月決定、平成13年9月一部変更）	変更案
<p>(8) 猪名川総合開発事業 事業目的 この事業は、余野川ダム及び下水処理水を河川水とあいまって高度に利用するための河川浄化施設を建設することにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、大阪府及び兵庫県の水道用水を確保するものとする。 事業主体 国土交通省 河川名 猪名川 新規利水容量 約6,600千立方メートル (有効貯水容量約17,000千立方メートル) 予定工期 昭和55年度から平成17年度まで</p> <p>(9) 天ヶ瀬ダム再開発事業 事業目的 この事業は、既設の施設の一部を改築して、洪水調節の機能の増強を図るとともに、京都府の水道用水を確保するものとする。 なお、天ヶ瀬ダム再開発事業においては、揚水発電機能の増強も併せ図るものとする。 事業主体 国土交通省 河川名 宇治川 新規利水容量 約1,540千立方メートル (有効貯水容量約20,000千立方メートル) 予定工期 平成元年度から</p> <p>(10) 日野川土地改良事業 事業目的 この事業は、蔵王ダム、取水施設、水路等を建設することにより、滋賀県の日野川地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行うものとする。 事業主体 農林水産省 河川名 日野川 蔵王ダム 約4,600千立方メートル 新規利水容量 (有効貯水容量約4,600千立方メートル) 予定工期 昭和49年度から平成6年度まで</p> <p>(11) 宇治山城土地改良事業 事業目的 この事業は、和束ダム、取水施設、水路等を建設することにより、京都府の宇治山城地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行うものとする。 事業主体 農林水産省 河川名 和束川 和束ダム 約5,050千立方メートル 新規利水容量 (有効貯水容量約5,050千立方メートル) 予定工期 昭和56年度から</p>	<p>(2) 天ヶ瀬ダム再開発事業 事業目的 この事業は、既設の施設の一部を改築して、洪水調節の機能の増強を図るとともに、京都府の水道用水を確保するものとする。 なお、天ヶ瀬ダム再開発事業においては、揚水発電機能の増強も併せ図るものとする。 事業主体 国土交通省 河川名 宇治川 新規利水容量 約1,540千立方メートル (有効貯水容量約20,000千立方メートル) 予定工期 平成元年度から</p>

現行計画（平成4年8月決定、平成13年9月一部変更）	変更案
<p>(12) 大和高原北部土地改良事業 事業目的 この事業は、上津ダム、取水施設、水路等を建設することにより、奈良県の大和高原北部地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行うものとする。 また、上津ダムは、この地区等の水道用水も併せ確保するものとする。 事業主体 農林水産省 なお、水道用水に係る分については、別に委託を受けるものとする。 河川名 遅瀬川 上津ダム 約5,120千立方メートル 新規利水容量 (有効貯水容量約5,120千立方メートル) 予定工期 昭和49年度から平成9年度まで</p> <p>(13) その他事業 上記の各事業のほか、河川総合開発事業として安威川ダム建設事業（事業主体：大阪府）を、土地改良事業として愛知川土地改良事業（事業主体：滋賀県）及び大宇陀西部土地改良事業（事業主体：奈良県）を行う。 なお、上記(1)から(13)までの事業費は、洪水の防除、流水の正常な機能の維持、発電に係る分を合わせて約12,000億円と見込まれる。</p>	<p>(3) その他事業 上記の各事業のほか、河川総合開発事業として安威川ダム建設事業（事業主体：大阪府）を行う。</p> <p><u>上記の事業のほか、既に完成している本水系の水資源開発施設の機能診断を適時行い、更新、改築計画等を策定し、既存施設の改築等の適正な事業管理を行う。</u></p> <p><u>なお、丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、独立行政法人水資源機構が引き続き行うものとする。</u></p>

現行計画（平成4年8月決定、平成13年9月一部変更）	変更案
<p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項</p> <p>(1) この水系の河川による新たな水需要の充足、河川からの不安定な取水の安定化及び地盤沈下対策としての地下水の転換を図り、適切な水需給バランスを確保するために、事業の促進に努めるとともに、関連水系を含めた水資源の開発及び利用について総合的な検討を進め、積極的な促進を図るものとする。</p> <p>(2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 水資源の開発及び利用に当たっては、治水対策、河川環境の保全及び水力エネルギーの適正利用に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。</p>	<p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項</p> <p>(1) <u>この水系に各種用水を依存している諸地域において、適切な水利用の安定性を確保するため、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(2) <u>水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備に加え、水源地域ビジョン等による上下流の地域連携を通じた地域の特色ある活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>水資源の開発及び利用に当たっては、流域での健全な水循環を重視しつつ、清流ルネッサンス等の水環境の改善のための取組みによる河川環境の保全に努めるとともに、治水対策、水力エネルギーの適正利用、既存水利及び水産資源の保護等に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(4) <u>この水系に各種用水を依存している諸地域の一部では、過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生したこと、また、新たな地下水利用が見込まれることから、安定的な水の供給を図りつつ、地下水採取の規制とともに地下水位の観測や調査等を行い、緊急時等においても地下水が適切に保全・利用されるよう努めるものとする。</u></p>

現行計画（平成4年8月決定、平成13年9月一部変更）	変更案
<p>(4) この水系における水資源の開発及び利用は、既に高度な状態に達しつつあるので、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、浪費的な使用の抑制による節水に努めるものとする。</p> <p>② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。</p> <p>③ 生活環境の整備に伴い増大する下水処理水と河川流水を総合的に運用する施策を推進するものとする。</p> <p>④ 近年の経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効適切な利用を図るものとする。</p> <p>(5) 近年、降雨状況等の変化により利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われている。また、生活水準の向上、経済社会の高度化等に伴い、渇水による影響が増大している。このようなことから、異常渇水対策の確立を目標として、渇水対策事業等を促進するものとする。</p>	<p>(5) この水系における水資源の開発及び利用は、<u>水道用水の上下流にわたっての繰返し取水が多く高度な状態に達しつつあるので、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。</u></p> <p>① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、<u>水を大切に使う社会を目指した普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。</p> <p>③ 生活環境の整備に伴い増大する下水処理水と河川流水を総合的に運用する施策を推進するものとする。</p> <p>④ 近年の経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。</p> <p>(6) <u>渇水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について検討し、その具体化を図るものとする。また、琵琶湖からの補給に多くを依存していることを考慮し、異常渇水時や事故等の緊急時における対応について、平常時から関係者の理解と合意形成に努めながら対策を確立するものとする。</u></p> <p>(7) <u>水資源の総合的な開発及び利用に当たっては、将来的な地球温暖化に伴う気候変動による水資源への様々な影響への対応策について調査検討を進めつつ、水資源開発施設及び水利用施設の改築・更新等を見据え具体化に努めるものとする。</u></p>

現行計画（平成4年8月決定、平成13年9月一部変更）	変更案
<p>(6) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。</p> <p>(7) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。 なお、本計画については、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標等を見直しを至急行うものとする。</p>	<p><u>(8) 既存施設のライフサイクルコストの縮減に努め、施設の長寿命化対策、ダム等の連携及びエネルギーの効率的利用を考慮した施設の機能改善等を図り、水資源の持続可能な利用を着実に図るものとする。</u></p> <p>(9) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、琵琶湖を含む淀川水系における水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、<u>適切な調査を継続しつつ、都市域等における水辺の保全・再生など水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(10) 利水計画の見直しによる水資源開発施設の利水の縮小・撤退に当たっては、水源地域に配慮しつつ十分な調整を図り、当該事業に関する法律の規定に従い、適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(11) 水資源の総合的な利用を進めるに当たっては、利水者及び関係機関等の連携を密にし、平常時から情報交換による利水調整の円滑化及び効率的な水利用を図るとともに、その基本方策の合意形成に努めることとする。</u></p> <p><u>(12) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。</u></p>

「淀川水系における水資源開発基本計画」(案)

説明資料

- 都市用水（水道用水及び工業用水）の府県別・用途別需給想定一覧表
- 農業用水の府県別需給想定一覧表

「淀川水系における水資源開発基本計画（案）」 説明資料（1）
 〈都市用水（水道用水及び工業用水）の府県別・用途別需給想定一覧表〉

【需要】

H27 用途	水道用水							小計
	府県名	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	
淀川水系への依存量		1.24	10.51	13.92	54.25	13.78	2.88	96.58
他水系への依存量		-	-	-	0.35	3.95	4.91	9.21
総量		1.24	10.51	13.92	54.60	17.73	7.79	105.79

【供給】

H27 用途	水道用水							小計		
	事業名 \ 府県名	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良			
開 発 予 定 水 量	新規	川上ダム	0.36	-	-	-	-	-	0.36	
		天ヶ瀬ダム再開発	-	-	0.60	-	-	-	-	0.60
		小計	0.36	-	0.60	-	-	-	-	0.96
	既計画 手当済 み	長柄可動堰(淀川大堰)	-	-	-	3.09	1.06	-	-	4.15
		高山ダム	-	-	-	4.23	0.77	-	-	5.00
		青蓮寺ダム	0.19	-	-	1.94	0.36	-	-	2.49
		正蓮寺川利水	-	-	-	4.44	0.75	-	-	5.20
		室生ダム	-	-	-	-	-	1.60	-	1.60
		一庫ダム	-	-	-	0.46	2.04	-	-	2.50
		琵琶湖開発	-	-	-	26.34	5.86	-	-	32.20
		日吉ダム	-	-	1.16	1.58	0.96	-	-	3.70
		比奈知ダム	0.30	-	0.60	-	-	0.60	-	1.50
		布目ダム	-	-	-	-	-	1.14	-	1.14
	大和高原北部土地改良	-	-	-	-	-	0.01	-	0.01	
	小計	0.49	0.00	1.76	42.08	11.80	3.35	-	59.48	
	その他事業	0.02	0.53	0.30	9.39	3.68	0.01	-	13.91	
	計	0.87	0.53	2.66	51.47	15.48	3.35	-	74.35	
	自流	0.18	(7.17) 7.39	10.36	11.40	2.50	0.88	-	(7.17) 32.72	
	地下水	0.19	2.59	2.66	1.44	0.23	0.02	-	7.12	
その他	0.14	-	-	-	-	-	-	0.14		
合計 (淀川水系への依存量)	1.38	(7.17) 10.51	15.68	64.31	18.20	4.25	-	(7.17) 114.33		
他水系への依存量	-	-	-	0.35	4.70	6.14	-	11.18		
総量	1.38	(7.17) 10.51	15.68	64.66	22.90	10.38	-	(7.17) 125.51		

- 注
1. 水道用水及び工業用水の水量はそれぞれ一日最大取水量である。
 2. 水道用水の水量は簡易水道分を含んでいる。
 3. 「安定供給可能量(近2/20)」及び「既往最大渇水時供給可能量」とは、一定の前提条件下でのシミュレーションをもとに
 4. 「安定供給可能量(近2/20)」とは、近年の20年に2番目の渇水年の流況において、河川に対してダム等の水資源開発施設
 5. 近年の20年に2番目の渇水年の流況は、淀川の枚方基準点において近年20年に2番目の渇水年であった平成6年度の流況を
 6. 「既往最大渇水時供給可能量」とは、既往最大（観測史上で最大）の渇水であった昭和14年流況において、河川に対して
 7. () 書きは、琵琶湖からの取水量で内数である。
 8. その他事業とは、第1期河水統制、天ヶ瀬ダム、西米ノ川ダム、青土ダム、安威川ダム等である。
 9. 大阪府の正蓮寺川利水及び琵琶湖開発による水量は工業用水から水道用水に振り向けた後のものである。
 10. 長柄可動堰（淀川大堰）にかかる分については、緊急かつ暫定的に上水道用水及び工業用水として確保することを目的と
 11. 四捨五入の関係で合計があわない場合がある。

(単位：m³/s)

工業用水							都市用水
三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	小計	合計
-	1.76	-	11.17	4.22	-	17.15	113.73
-	-	-	-	-	-	-	9.21
-	1.76	-	11.17	4.22	-	17.15	122.94

(単位：m³/s)

工業用水							都市用水合計		
三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	小計	計画供給量	安定供給可能量(近2/20)	既往最大渇水時供給可能量
-	-	-	-	-	-	-	0.36	0.31	0.28
-	-	-	-	-	-	-	0.60	0.60	0.53
-	-	-	-	-	-	-	0.96	0.91	0.81
-	-	-	3.86	1.61	-	5.47	9.62	7.79	6.16
-	-	-	-	-	-	-	5.00	4.40	4.60
-	-	-	-	-	-	-	2.49	2.49	2.12
-	-	-	2.15	1.16	-	3.31	8.50	6.89	5.44
-	-	-	-	-	-	-	1.60	0.80	1.12
-	-	-	-	-	-	-	2.50	1.00	1.00
-	-	-	5.17	2.63	-	7.80	40.00	32.40	25.60
-	-	-	-	-	-	-	3.70	1.81	3.03
-	-	-	-	-	-	-	1.50	1.40	1.46
-	-	-	-	-	-	-	1.14	0.62	0.90
-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.01	0.01
-	-	-	11.18	5.40	-	16.57	76.06	59.61	51.44
-	0.07	-	1.20	-	-	1.27	15.19	12.50	10.10
-	0.07	-	12.38	5.40	-	17.85	92.20	73.02	62.35
-	(1.69)	-	-	-	-	(1.69)	(8.86)	(8.86)	(8.86)
-	1.69	-	-	-	-	1.69	34.41	31.06	28.84
-	-	-	-	-	-	-	7.12	7.12	7.12
-	-	-	-	-	-	-	0.14	0.14	0.14
-	(1.69)	-	12.38	5.40	-	(1.69)	(8.86)	(8.86)	(8.86)
-	1.76	-	-	-	-	19.54	133.87	111.34	98.45
-	-	-	-	0.35	-	0.35	11.53	11.53	11.53
-	(1.69)	-	12.38	5.74	-	(1.69)	(8.86)	(8.86)	(8.86)
-	1.76	-	-	-	-	19.89	145.40	122.87	109.98

した供給可能量である。ただし他水系への依存量については、引下げを考えていない
 による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。
 想定しているが、支川毎に見れば近2/20に相当する流況の年度は異なる。
 ダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。

して実施されたものである。

「淀川水系における水資源開発基本計画（案）」 説明資料（２）

〈農業用水の府県別需給想定一覧表〉

【需要】

(単位：m³/s)

H 2 7	用途	農 業 用 水					小計	
	府県名	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫		奈良
新規需要想定		-	(4.82)	-	-	-	-	(4.82)
		-	6.63	-	-	-	-	6.63

【供給】

(単位：m³/s)

H 2 7	用途	農 業 用 水					小計	
	事業名 \ 府県名	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫		奈良
開発水量 (既計画手当済み)	日野川	-	0.61	-	-	-	-	0.61
	大和高原北部	-	-	-	-	-	0.43	0.43
		-	0.61	-	-	-	0.43	1.04
その他事業	大宇陀西部	-	-	-	-	-	0.10	0.10
	その他	-	(23.64)	-	-	-	-	(23.64)
合 計		-	(23.64)	-	-	-	0.53	(23.64)
		-	24.25	-	-	-	0.53	24.78

- 注 1. 農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量である。
 2. () は、琵琶湖からの取水で内数である。

川上ダム建設事業、天ヶ瀬ダム再開発事業、安威川ダム建設事業 の概要

なお、以下の通り、現行計画に掲げられている事業のうち、上記3事業以外は変更案に記載しない。

現行	変更案
(1) 琵琶湖開発事業	事業完了のため削除
(2) 日吉ダム建設事業	事業完了のため削除
(3) 比奈知ダム建設事業	事業完了のため削除
(4) 布目ダム建設事業	事業完了のため削除
(5) 川上ダム建設事業	(1) 川上ダム建設事業
(6) 大戸川ダム建設事業	利水撤退のため削除
(7) 丹生ダム建設事業	利水撤退のため削除
(8) 猪名川総合開発事業	利水撤退のため削除
(9) 天ヶ瀬ダム再開発事業	(2) 天ヶ瀬ダム再開発事業
(10) 日野川土地改良事業	事業完了のため削除
(11) 宇治山城土地改良事業	事業中止のため削除
(12) 大和高原北部土地改良事業	事業完了のため削除
(13) 安威川ダム建設事業	(3) 安威川ダム建設事業
愛知川土地改良事業	事業中止のため削除
大宇陀西部土地改良事業	事業完了のため削除

川上ダム建設事業

1. 事業概要

事業主体 独立行政法人水資源機構
 場所 三重県伊賀市（淀川水系前深瀬川）
 事業内容

	現行 (事業実施計画)	変更予定
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 洪水調節 流水の正常な機能の維持 (前深瀬川、木津川) 水道用水の供給 約 1,111m³/s ：三重県(0.6m³/s) 奈良県諸都市(0.3m³/s) 西宮市(0.211 m³/s) 発電 最大出力 1,200kW 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水調節 流水の正常な機能の維持 (前深瀬川、木津川) (既設ダムの堆砂除去のための代替補給を含む) 水道用水の供給 約 0.358m³/s ：三重県(0.358m³/s)
貯水池容量	新規利水容量 13,700 千 m ³ (洪水期) 13,200 千 m ³ (非洪水期) (有効貯水容量 31,200 千 m ³)	新規利水容量 3,500 千 m ³ (洪水期) 2,300 千 m ³ (非洪水期) (有効貯水容量 29,200 千 m ³)
工期	昭和 5 6 年度 ~ 平成 1 6 年度	昭和 5 6 年度 ~

経緯 昭和 5 6 年度 実施計画調査着手
 平成 2 年度 建設事業着手
 平成 4 年度 事業実施計画の認可
 平成 1 1 年度 事業実施計画変更の認可

事業進捗 平成 1 9 年度末までの進捗率は 6 2 . 1 %
 平成 2 0 年度は転流工に着手するとともに、防災・安全対策並びに地域生活に必要な付替県道工事を実施するほか、水理調査、環境調査、用地補償等を実施する予定。

2. 位置図



川上ダム完成予想イメージ

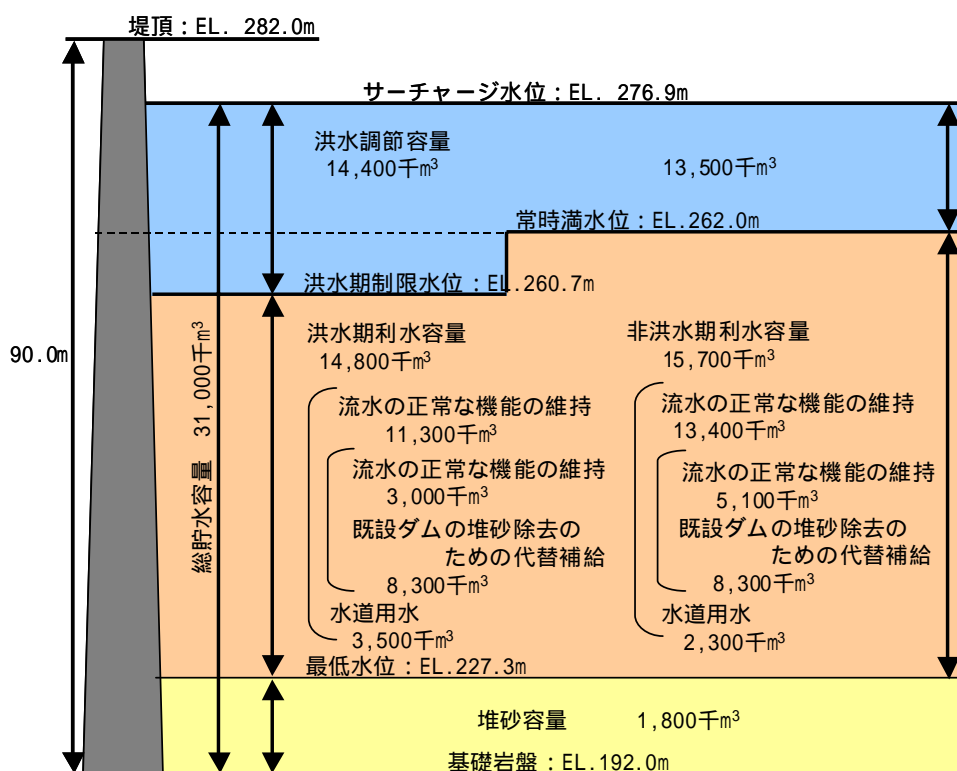
3. 主要施設諸元

集水面積 54.7km²
 型式 重力式コンクリートダム
 堤高 90.0m

4. 貯水池周辺平面図



5. 容量配分図



天ヶ瀬ダム再開発事業

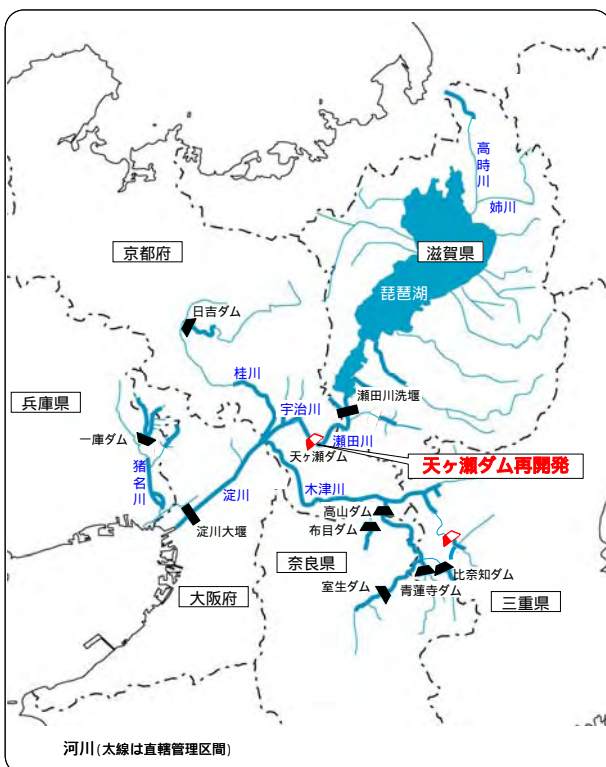
1. 事業概要

事業主体 国土交通省
 場所 京都府宇治市（淀川水系宇治川）
 事業内容

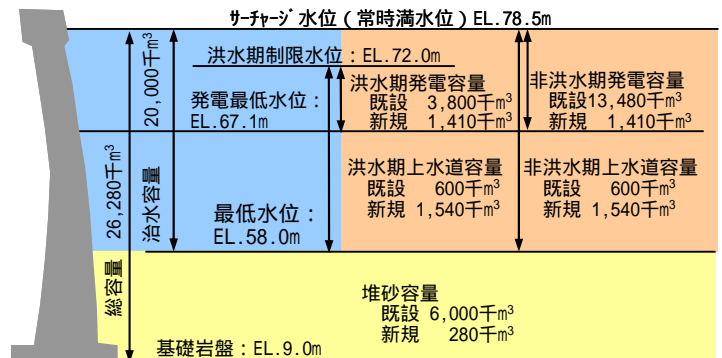
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 洪水調節 淀川・宇治川の洪水調節、琵琶湖後期放流のための放流能力の増強 水道用水の供給 0.6m³/s 京都府(0.6m³/s) 発電（関西電力(株)天ヶ瀬発電所増強；最大 92,000kw） （関西電力(株)喜撰山発電所増強；最大 466,000kw）
貯水池容量	<ul style="list-style-type: none"> 新規利水容量 1,540 千 m³ (有効貯水容量 20,000 千 m³)
工期	平成元年度～

経緯 昭和50年度 予備調査着手
 平成元年度 建設事業着手
 平成7年度 基本計画の決定
 事業進捗 平成19年度末までの進捗率は20.8%
 平成20年度はトンネル式放流設備の検討等を実施する予定。

2. 位置図



3. 容量配分図



4 . 施設諸元

トンネル式放流設備

- ・内径 約 10.3m
- ・計画放流量 600m³/s(EL72.0m)
- ・延長 約 614m



あ い が わ
安威川ダム建設事業

1 . 事業概要

事業主体 大阪府
 場所 大阪府茨木市大字生保、安威、大門寺地先 (淀川水系安威川)
 事業内容

事業目的	・ 洪水調節 ・ 流水の正常な機能の維持 ・ 水道用水の供給 (大阪府営水道 ; 0.128m ³ /s)
貯水池容量	新規利水容量 2,400千m ³ (有効貯水容量 16,400千m ³)
工期	昭和63年度から平成28年度までの予定

経緯 昭和51年度 実施計画調査開始

昭和63年度 建設事業着手

平成9年度 全体計画認可

平成19年度 全体計画の変更認可

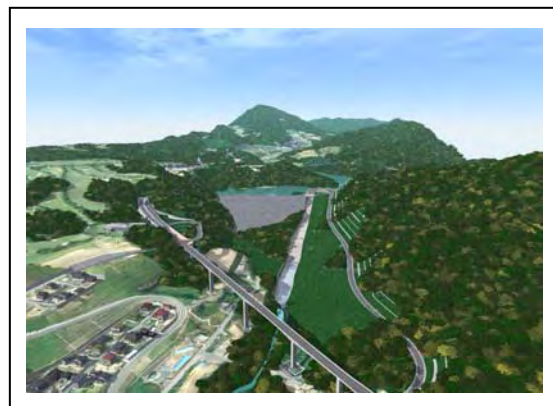
(平成19年4月25日付け。利水縮小0.88m³/s 0.128m³/s)

事業進捗 平成19年度末 用地買収 約99%

付替道路 約70%

平成20年度 付替道路工事の推進

2 . 位置図



完成予想図

国土審議会 委員名簿

国土審議会水資源開発分科会 委員名簿

国土交通省設置法（抄）

国土審議会令

水資源開発分科会における部会設置要綱

水資源開発促進法

水資源開発基本計画について

淀川水系における水資源開発基本計画

（平成 13 年 9 月 国土交通省）

国土審議会委員名簿（平成19年12月12日現在）

1. 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者(6人)

近藤 昭一 衆議院議員
杉浦 正健 衆議院議員
中谷 元 衆議院議員
野田 佳彦 衆議院議員
細田 博之 衆議院議員
保岡 興治 衆議院議員

2. 参議院議員のうちから参議院が指名する者(4人)

大石 正光 参議院議員
大江 康弘 参議院議員
鈴木 政二 参議院議員
吉村 剛太郎 参議院議員

3. 学識経験を有する者(20人以内)

岩崎 美紀子 筑波大学大学院人文社会科学部教授
植本 眞砂子 全日本自治団体労働組合副中央執行委員長
大西 隆 東京大学先端科学技術研究センター教授
岡村 正 (株)東芝取締役会長
神尾 隆 トヨタ自動車(株)相談役 (社)中部経済連合会副会長
川勝 平太 静岡文化芸術大学学長
清原 慶子 三鷹市長
小谷部 育子 日本女子大学家政学部教授
崎田 裕子 ジャーナリスト、環境カウンセラー
潮谷 義子 熊本県知事
生源寺 眞一 東京大学大学院農学生命科学研究科長
神野 直彦 東京大学大学院経済学研究科教授
丹保 憲仁 北海道大学名誉教授
千野 境子 産経新聞社取締役正論担当・論説委員長
津村 準二 東洋紡績(株)代表取締役会長 (社)関西経済連合会副会長
藤原 まり子 (株)博報堂生活総合研究所客員研究員
御厨 貴 東京大学先端科学技術研究センター教授
虫明 功臣 福島大学理工学群教授
森地 茂 政策研究大学院大学教授
矢田 俊文 北九州市立大学学長

国土審議会水資源開発分科会 委員名簿

1. 委員

藤原 まり子	(株)博報堂生活総合研究所客員研究員
虫明 功臣	福島大学理工学群教授

2. 特別委員

飯嶋 宣雄	東京水道サービス(株) 代表取締役社長
池淵 周一	京都大学 名誉教授
楠田 哲也	北九州市立大学大学院国際工学研究科 教授
佐々木 弘	神戸大学 名誉教授
槇村 久子	京都女子大学現代社会学部 教授
丸山 利輔	石川県立大学 学長
村岡 浩爾	(財)日本地下水理化学研究所 理事長
恵 小百合	江戸川大学社会学部 教授
山本 和夫	東京大学環境安全研究センター 教授

国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第百号）（抄）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

第一款 設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

2 （略）

第二款 国土審議会

（所掌事務）

第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。
- 二 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）国土利用計画法、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一号）近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百五号）近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百号）中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第二百二号）北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）土地基本法（平成元年法律第八十四号）地価公示法、国土調査法（昭和二十六年法律第一百八号）国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百四十三号）水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（組織）

第八条 国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 六人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人
- 三 学識経験を有する者 二十人以内

- 2 前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第九条 国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。

3 国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

(資料提出の要求等)

第十一条 国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
平成二十四年三月三十一日	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法
平成二十五年三月三十一日	離島振興法

平成二十七年三月三十一日	山村振興法 半島振興法
総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）附則第六条に規定する日	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東北開発促進法（昭和三十二年法律第一百十号）旧九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）旧四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）旧北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）及び旧中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）

国土審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十八号）

（専門委員）

- 第一条 国土審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 専門委員は、非常勤とする。

（分科会）

- 第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名 称	法 律 の 規 定
土地政策分科会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十三条第二項
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条
	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二十六条の二
	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十二条
	国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第三条第六項において読み替えて準用する同条第一項
北海道開発分科会	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第四条
水資源開発分科会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項、第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六条第一項及び第二項
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とするこ

とができる。

(部会)

第三条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(幹事)

第四条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分科会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・水資源局総務課
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期 限	分科会	法律の規定	課
平成二十四年 三月三十一日	特殊土壌地 帯対策分科 会	特殊土壌地帯災害防除及び 振興臨時措置法（昭和二十 七年法律第九十六号）第二 条第一項、第三条第一項及 び第五条	国土交通省都市・地域整 備局地方整備課
平成二十五年 三月三十一日	離島振興対 策分科会	離島振興法（昭和二十八年 法律第七十二号）第二条第 一項、第三条第三項（同条 第五項において準用する 場合を含む。）及び第二十 一条	国土交通省都市・地域整 備局離島振興課
平成二十七年 三月三十一日	山村振興対 策分科会	山村振興法（昭和四十年法 律第六十四号）第七条第一 項及び第二十二條	国土交通省都市・地域整 備局地方整備課

2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局企画部農村政策課の協力を得て処理するものとする。

国土審議会運営規則

(趣旨)

第1条 国土審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省設置法(平成11年法律第100号)及び国土審議会令(平成12年政令第298号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会の会議は、会長(会長が選任されるまでは、国土交通大臣)が招集する。

2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(会議の議事)

第4条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

(議事の公開)

第5条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会への意見聴取)

第6条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会(第7条第1項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。)に意見を聴くものとする。

(分科会)

第7条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託

することができないときは、この限りでない。

- 2 分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。
- 3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。
- 4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。
- 5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第8条 会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長)は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。

- 2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則(平成13年3月15日国土審議会決定)

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

附則(平成17年12月16日国土審議会決定)

改正後のこの規則は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成17年政令第375号)の施行の日から施行する。

水資源開発分科会における部会設置要綱

平成 1 3 年 8 月 2 1 日
第 1 回水資源開発分科会決定

(設置)

- 1 . 国土審議会令(平成 1 2 年政令第 2 9 8 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、水資源開発分科会(以下「分科会」という。)に利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会及び調査企画部会(以下「各部会」という。)を置く。

(任務)

- 2 . 利根川・荒川部会は利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(以下「基本計画」という。)について、豊川部会は豊川水系における基本計画について、木曽川部会は木曽川水系における基本計画について、淀川部会は淀川水系における基本計画について、吉野川部会は吉野川水系における基本計画について、筑後川部会は筑後川水系における基本計画について、調査企画部会は各水系の基本計画に共通する事項等について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

(庶務)

- 3 . 各部会の庶務は、国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。

(雑則)

- 4 . この要綱に定めるもののほか、各部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成 1 3 年 8 月 2 1 日から施行する。

水資源開発促進法（昭和三十六年十一月十三日法律第二百十七号）

（目的）

第一条 この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まつて、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基礎調査）

第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

（水資源開発水系の指定）

第三条 国土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

2 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し前項に規定する必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、水資源開発水系の指定を求めることができる。

3 国土交通大臣が水資源開発水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

4 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（水資源開発基本計画）

第四条 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2 国土交通大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 基本計画には、治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分な考慮が払われていなければならない。

4 国土交通大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。

5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

- 6 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、基本計画の変更を求めることができる。

第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標
- 二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 三 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(国土審議会の調査審議等)

第六条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。

- 2 国土審議会は、前項に規定する重要事項について、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 3 関係行政機関の長は、第一項に規定する重要事項について、国土審議会の会議に出席して、意見を述べることができる。

第七条から第十一条まで 削除

(基本計画に基づく事業の実施)

第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構その他の者が実施するものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

(損失の補償等)

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一〇日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年六月二九日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。そぞし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

附 則 (昭和四一年七月一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

(経過措置)

3 従前の総理府の国土利用計画審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに小笠原諸島復興審議会並びにその会長及び委員は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに

関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成十四年一月一八日法律第一八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日

水資源開発基本計画について

(1) 水資源開発促進法及び水資源開発基本計画の概要

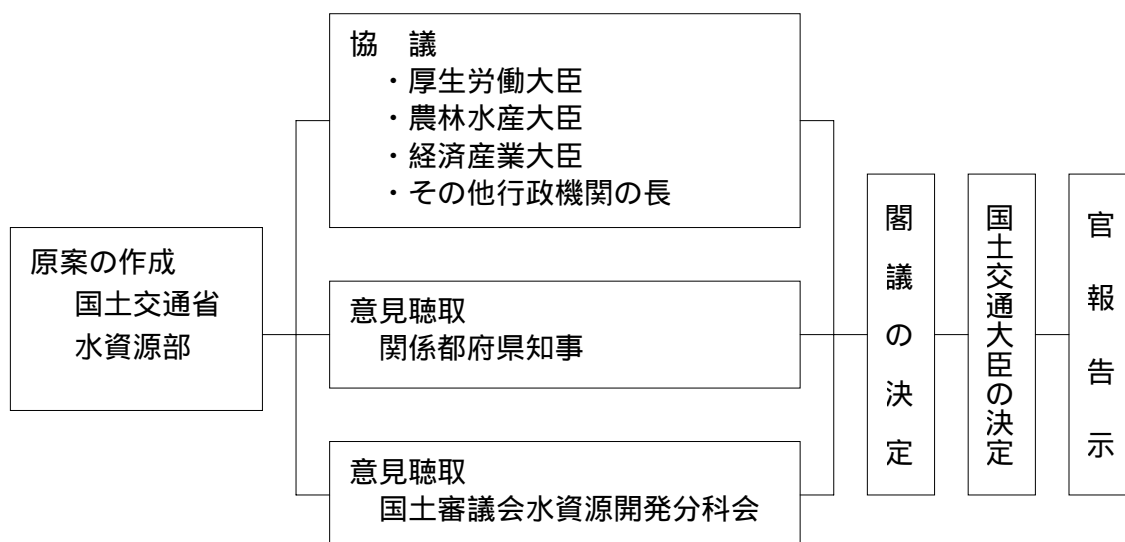
昭和36年に制定された水資源開発促進法では、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域において、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な水系を水資源開発水系（以下、「指定水系」という。）として指定し、当該地域（以下、「フルプラン地域」という。）における水資源開発基本計画（以下、「フルプラン」という。）を定めることとされている。

指定水系は、国土交通大臣が厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、閣議の決定を経て指定される。また、フルプランについても、同様の手続きにより決定、変更される。

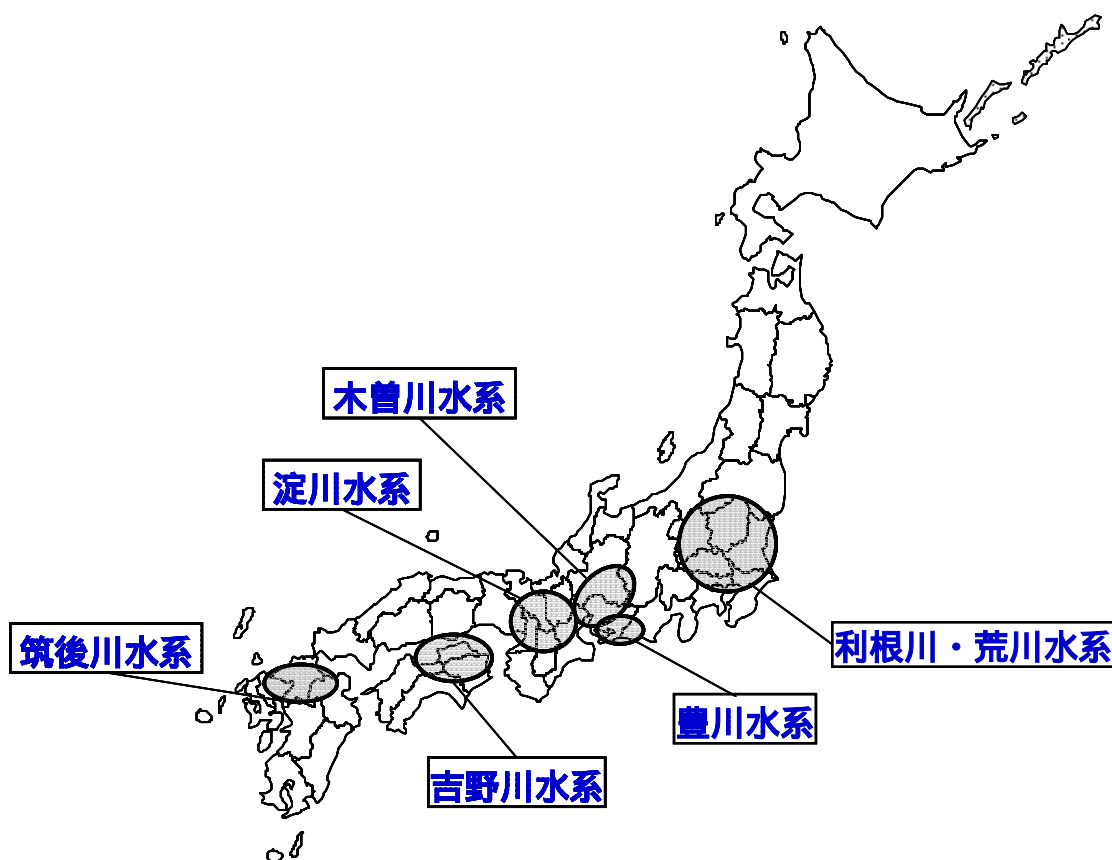
現在、指定水系は7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）であり、利根川水系と荒川水系を一緒にして6つのフルプランが決定されている。

また、フルプランには、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項、その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項の3つを記載することとされている。

水資源開発基本計画の策定手続き



水資源開発水系



(2) 水資源開発基本計画の変更に関するこれまでの経緯

平成13年1月の省庁再編後の、国土審議会水資源開発分科会及び各部会、変更の閣議決定の経緯を示す。

水資源開発分科会及び変更の閣議決定

			議事内容
平成13年	8月21日	水資源開発分科会 (第1回)	利根川・荒川水系の一部変更 淀川水系の一部変更 (平成13年9月14日閣議決定)
平成13年	12月13日	水資源開発分科会 (第2回)	吉野川水系の全部変更 (平成14年2月15日閣議決定)
平成14年	10月31日	水資源開発分科会 (第3回)	利根川・荒川水系の一部変更 (平成14年12月10日閣議決定)
平成16年	5月31日	水資源開発分科会 (第4回)	木曾川水系の全部変更 (平成16年6月15日閣議決定)
平成17年	3月24日	水資源開発分科会	筑後川水系の全部変更

	(第5回)	(平成17年4月15日閣議決定)
平成18年 2月 3日	水資源開発分科会 (第6回)	豊川水系の全部変更 (平成18年2月17日閣議決定)
平成19年 12月 13日	水資源開発分科会 (第7回)	利根川・荒川水系の全部変更
平成20年 3月 18日	水資源開発分科会 (第8回)	豊川水系の一部変更 木曾川水系の一部変更 (平成20年6月3日閣議決定)

各部会

		利	豊	木	淀	吉	筑	調
平成13年 10月 19日	第1回吉野川部会							
	11月 9日	第2回吉野川部会						
平成14年 1月 23日	第1回利根川・荒川部会							
	5月 9日	第2回利根川・荒川部会						
	5月 21日	第1回淀川部会						
	10月 16日	第3回利根川・荒川部会						
	10月 31日	第2回淀川部会						
	11月 8日	第1回豊川部会						
平成15年 3月 27日	第1回筑後川部会							
	7月 4日	第1回木曾川部会						
平成16年 4月 13日	第2回木曾川部会							
	5月 12日	第3回木曾川部会						
平成17年 2月 10日	第2回筑後川部会							
	3月 15日	第3回筑後川部会						
	12月 8日	第2回豊川部会						
平成18年 1月 19日	第3回豊川部会							
平成19年 6月 18日	第4回利根川・荒川部会							
	8月 9日	第5回利根川・荒川部会						
	10月 31日	第6回利根川・荒川部会						
	11月 26日	第3回淀川部会						
平成20年 2月 25日	第4回淀川部会							
	3月 6日	第4回豊川部会 第4回木曾川部会						
	3月 7日	第1回調査企画部会						
	3月 18日	第2回調査企画部会						
	4月 24日	第5回淀川部会						
	6月 6日	第3回調査企画部会						
	6月 13日	第6回淀川部会						
	6月 17日	第3回吉野川部会						

淀川水系における

水 資 源 開 発 基 本 計 画

平成13年9月14日 閣議決定

平成13年9月18日 国土交通省告示第1460号

国 土 交 通 省

(参 考)

閣議決定 年 月 日	総 理 府 告 示		内 容
	年 月 日	番 号	
昭和 37. 4. 27	昭和 37. 4. 30	第12号	水系指定
37. 8. 17	37. 8. 20	第31号	計画決定（高山ダム、長柄可動堰）
39. 10. 16	39. 10. 19	第39号	一部変更（青蓮寺ダムの追加）
41. 7. 19	41. 7. 22	第28号	一部変更（正蓮寺川利水、室生ダムの追加、高山ダムの変更）
43. 6. 18	43. 6. 20	第17号	一部変更（一庫ダムの追加、高山ダム、正蓮寺川利水の変更）
47. 9. 19	47. 9. 21	第45号	全部変更（水需給計画の決定、室生ダム、一庫ダム、琵琶湖開発、日吉ダム、比奈知ダム）
51. 1. 13	51. 1. 16	第 3号	一部変更（布目ダムの追加）
57. 8. 3	57. 8. 9	第31号	全部変更（水需給計画の決定、一庫ダム、琵琶湖開発、日吉ダム、比奈知ダム、布目ダム、川上ダム、大戸川ダム、高時川ダム、猪名川水利用高度化、日野川土地改良、宇治山城土地改良、大和高原北部土地改良、大和高原南部土地改良、その他）
平成 4. 8. 4	平成 4. 8. 5	第16号	全部変更（水需給計画の決定、琵琶湖開発、日吉ダム、比奈知ダム、布目ダム、川上ダム、大戸川ダム、丹生ダム、猪名川総合開発、天ヶ瀬ダム再開発、日野川土地改良、宇治山城土地改良、大和高原北部土地改良、その他）
6. 1. 28	6. 2. 2	第 3号	一部変更（丹生ダムの事業主体変更、比奈知ダムの変更）
決 定 年 月 日	国 土 交 通 省 告 示		内 容
	年 月 日	番 号	
平成 13. 9. 14	平成 13. 9. 18	第1460号	一部変更（丹生ダム、猪名川総合開発の変更その他）

淀川水系における水資源開発基本計画

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

この水系に各種用水を依存する見込みの三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の諸地域に対する21世紀の初頭に向けての水需要の見通し及び供給の目標については、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、この水系及び関連水系における今後の計画的整備のための調査を待って、順次具体化するものとするが、平成3年度から平成12年度までを目途とする水の用途別の需要の見通し及びより長期的な見通し並びにこれらを踏まえた供給の目標は、おおむね次のとおりである。

(1) 水の用途別の需要の見通し

平成3年度から平成12年度までを目途とする水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用、この水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の大阪府、兵庫県及び奈良県の一部の地域における水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約42立方メートルである。

工業用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の大阪府及び兵庫県の一部の地域における工業用水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約10立方メートルである。

農業用水については、この水系の流域内の諸地域における農業基盤の整備その他農業近代化施策の実施に伴う必要水量の見込みは、毎秒9立方メートルである。

また、平成13年度以降においても、さらに必要水量が発生する見込みである。

(2) 供給の目標

これらの需要に対処するための供給の目標は、平成12年度において毎秒約60立方メートルとし、併せて平成13年度以降の需要の発生に対処するため計画的な水資源開発を推進するものとする。

このため2に掲げるダム、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設の建設を促進するとともに、下水処理水の再生利用等水利用の合理化を図る措置を講ずるものとする。さらに、新たな上流ダム群等の開発及び利用の合理化のための調査を推進し、その具体化を図るものとする。

なお、滋賀県が必要とする水量のうち琵琶湖から取水する量の見込みは、水道用水毎秒約2立方メートル、工業用水毎秒約1立方メートル及び琵琶湖周辺の既存の農地で必要とする

農業用水毎秒約6立方メートルであり、これらの利用に当たっては、合理的な利用と水源の水質保全に努めるものとする。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

上記の供給の目標を達成するため必要な施設のうち、取りあえず、平成12年度における新規利水量毎秒約49立方メートルの確保及び平成13年度以降発生する需要への計画的な対処を目途として、平成13年度以降水の用途別の需要の見直し及び供給の目標を見直すまでの当分の間次の施設の建設を行う。

(1) 琵琶湖開発事業

事業目的 この事業は、琵琶湖総合開発計画の一環として実施するもので、洪水防御の用に資するとともに、大阪府及び兵庫県の水道用水及び工業用水を確保するものとする。

なお、この事業の実施に当たっては、琵琶湖の水位変動に伴う水産業等に及ぼす影響について十分配慮するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 琵琶湖及び淀川

利水のための基本的事項 利用低水位は、琵琶湖基準水位-1.5メートル、新規に開発する水量は毎秒約40立方メートルとする。

ただし、琵琶湖総合開発計画の各事業の施行及び補償等については、非常渇水時の処置に万全を期し得るよう措置するものとする。

予定工期 昭和43年度から平成8年度まで

ただし、概成は平成3年度

(2) 日吉ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、京都府、大阪府及び兵庫県の水道用水を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 桂川

新規利水容量 約15,000千立方メートル
(有効貯水容量約58,000千立方メートル)

予定工期 昭和46年度から平成9年度まで

(3) 比奈知ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、三重県、京都府及び奈良県の水道用水を確保するものとする。

なお、比奈知ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 水資源開発公団

なお、この事業の発電に係る分については、別に三重県から委託を受ける予定である。

河川名 名張川

新規利水容量 約7,000千立方メートル
(有効貯水容量約18,400千立方メートル)

予定工期 昭和47年度から平成10年度まで

(4) 布目ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、奈良県の水道用水を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 布目川

新規利水容量 約10,000千立方メートル
(有効貯水容量約15,400千立方メートル)

予定工期 昭和50年度から平成11年度まで

ただし、概成は平成3年度

(5) 川上ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、三重県、兵庫県及び奈良県の水道用水を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 前深瀬川

新規利水容量 約13,700千立方メートル
(有効貯水容量約31,200千立方メートル)

予定工期 昭和56年度から平成16年度まで

(6) 大戸川ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、滋賀県、京都府及び大阪府の水道用水を確保するものとする。

なお、大戸川ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 国土交通省
河川名 大戸川
新規利水容量 約4,890千立方メートル
(有効貯水容量約27,600千立方メートル)
予定工期 昭和53年度から平成13年度まで

(7) 丹生ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給を含む)を図るとともに、京都府、大阪府及び兵庫県の水道用水を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団
河川名 高時川
新規利水容量 約61,000千立方メートル
(有効貯水容量約143,000千立方メートル)
予定工期 昭和55年度から平成22年度まで

(8) 猪名川総合開発事業

事業目的 この事業は、余野川ダム及び下水処理水を河川水とあいまって高度に利用するための河川浄化施設を建設することにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、大阪府及び兵庫県の水道用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省
河川名 猪名川
余野川ダム 約6,600千立方メートル
新規利水容量 (有効貯水容量約17,000千立方メートル)
予定工期 昭和55年度から平成17年度まで

(9) 天ヶ瀬ダム再開発事業

事業目的 この事業は、既設の施設の一部を改築して、洪水調節の機能の増強を図るとともに、京都府の水道用水を確保するものとする。

なお、天ヶ瀬ダム再開発事業においては、揚水発電機能の増強も併せ図るものとする。

事業主体 国土交通省
河川名 宇治川
新規利水容量 約1,540千立方メートル

(有効貯水容量約20,000千立方メートル)

予 定 工 期 平成元年度から

(10)日野川土地改良事業

事 業 目 的 この事業は、蔵王ダム、取水施設、水路等を建設することにより、滋賀県の日野川地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行うものとする。

事 業 主 体 農林水産省

河 川 名 日野川

蔵 王 ダ ム 約4,600千立方メートル

新規利水容量 (有効貯水容量約4,600千立方メートル)

予 定 工 期 昭和49年度から平成6年度まで

(11)宇治山城土地改良事業

事 業 目 的 この事業は、和束ダム、取水施設、水路等を建設することにより、京都府の宇治山城地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行うものとする。

事 業 主 体 農林水産省

河 川 名 和束川

和 束 ダ ム 約5,050千立方メートル

新規利水容量 (有効貯水容量約5,050千立方メートル)

予 定 工 期 昭和56年度から

(12)大和高原北部土地改良事業

事 業 目 的 この事業は、上津ダム、取水施設、水路等を建設することにより、奈良県の大和高原北部地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行うものとする。

また、上津ダムは、この地区等の水道用水も併せ確保するものとする。

事 業 主 体 農林水産省

なお、水道用水に係る分については、別に委託を受けるものとする。

河 川 名 遅瀬川

上 津 ダ ム 約5,120千立方メートル

新規利水容量 (有効貯水容量約5,120千立方メートル)

予 定 工 期 昭和49年度から平成9年度まで

(13)その他事業

上記の各事業のほか、河川総合開発事業として安威川ダム建設事業（事業主体：大阪府）を、土地改良事業として愛知川土地改良事業（事業主体：滋賀県）及び大宇陀西部土地改良事業（事業主体：奈良県）を行う。

なお、上記(1)から(13)までの事業費は、洪水の防除、流水の正常な機能の維持、発電等に係る分を合わせて約12,000億円と見込まれる。

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- (1) この水系の河川による新たな水需要の充足、河川からの不安定な取水の安定化及び地盤沈下対策としての地下水の転換を図り、適切な水需給バランスを確保するために、事業の促進に努めるとともに、関連水系を含めた水資源の開発及び利用について総合的な検討を進め、積極的な促進を図るものとする。
- (2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、治水対策、河川環境の保全及び水力エネルギーの適正利用に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。
- (4) この水系における水資源の開発及び利用は、既に高度な状態に達しつつあるので、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。

漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、浪費的な使用の抑制による節水に努めるものとする。

生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。

生活環境の整備に伴い増大する下水処理水と河川流水を総合的に運用する施策を推進するものとする。

近年の経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効適切な利用を図るものとする。

- (5) 近年、降雨状況等の変化により利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われている。また、生活水準の向上、経済社会の高度化等に伴い、渇水による影響が増大している。このようなことから、異常渇水対策の確立を目標として、渇水対策事業等を促進するものとする。
- (6) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配

慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。

(7) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

なお、本計画については、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標等の見直しを至急行うものとする。

淀川水系における

水資源開発基本計画

説明資料

淀川水系における水資源開発基本計画説明資料(1)

各県別、各用途別需要想定一覧表

用途別	府 県 名	H2末まで 手当済	H3～12 需要想定	計
水道用水	三 重	0.2	0.6	0.8
		(3.5)	(2.0)	(5.5)
	滋 賀	0.5	0.01	0.5
	京 都	-	2.8	2.8
	大 阪	13.8	27.6	41.4
	兵 庫	5.0	8.6	13.6
	奈 良	1.6	1.7	3.3
	小 計	21.1	41.3	62.4
工業用水		(1.2)	(0.2)	(1.4)
	滋 賀	0.1	-	0.1
	大 阪	6.7	7.2	13.9
	兵 庫	2.8	2.6	5.4
	小 計	9.6	9.8	19.4
農業用水	三 重	0.5	-	0.5
		(22.8)	(5.7)	(28.5)
	滋 賀	-	4.2 [1.5]	4.2
	京 都	-	3.5 [0.1]	3.5
	大 阪	-	0.2 [0.1]	0.2
	奈 良	-	0.5 [0.1]	0.5
	小 計		8.4 [1.8]	8.9
	計	31.2	59.5	90.7

- 注 1. () 書きは、琵琶湖からの取水量である。
 2. 水道用水及び工業用水の水量は年間最大取水量を表す。
 3. 農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。ただし、[]は

(単位：m³/s)

新規水需要発生地域	備考
名張市営、上野市営他 琵琶湖周辺都市他 京都府営他 大阪府営、大阪市営他 阪神水道、伊丹市営他 奈良市営他	計画的宅地・住宅開発を含む。
彦根、南部 大阪府営、大阪臨海 神戸市営、尼崎市営他	
琵琶湖周辺、日野川、愛知川他 宇治山城他 山辺 大和高原北部、大宇陀西部	

冬期非かんがい期間の平均取水量を表す。

淀川水系における水資源開発基本計画説明資料(2)

各事業別、各用途別供給水量一覧表

事業名		都市用水			農業用水
		水道用水	工業用水	小計	
予定工期が平成十一年度迄の事業	琵琶湖開発	30.2	9.8	40.0	-
	日吉ダム	3.7	-	3.7	-
	比奈知ダム	1.5	-	1.5	-
	布目ダム	1.1	-	1.1	-
	猪名川総合開発	1.2	-	1.2	-
	日野川土地改良	-	-	-	0.6
	大和高原北部土地改良	0.01	-	0.01	0.4
	その他事業	-	-	-	0.1
	計	37.7	9.8	47.5	1.1
予定工期が平成十一年度未定を又超える事業	川上ダム	1.1	-	1.1	-
	大戸川ダム	0.5	-	0.5	-
	丹生ダム	3.2	-	3.2	-
	天ヶ瀬ダム再開発	0.6	-	0.6	-
	宇治山城土地改良	-	-	-	0.7
	その他事業	0.9	-	0.9	0.1
		計	6.3	-	6.3

- 注 1. 水道用水及び工業用水の水量は年間最大取水量を表す。
 2. 農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。

(単位：m³/s)

計	摘 要	備 考
40.0	大阪、兵庫	
3.7	京都、大阪、兵庫	
1.5	三重、京都、奈良	
1.1	奈良	
1.2	大阪、兵庫	
0.6	滋賀	
0.4	奈良	
0.1	奈良	
48.6		
1.1	三重、兵庫、奈良	
0.5	滋賀、京都、大阪	
3.2	京都、大阪、兵庫	
0.6	京都	
0.7	京都	
1.0	滋賀、大阪	
7.1		

淀川水系における水資源開発基本計画説明資料(3)

各府県別、各用途別手当済水量一覧表

用途別	府 県 名	淀川大堰	高山ダム	青蓮寺ダム
水道 用 水	三 重	-	-	0.190
	滋 賀	-	-	-
	大 阪	3.09	4.226	1.944
	兵 庫	1.06	0.774	0.356
	奈 良	-	-	-
	小 計	4.155	5.000	2.490
工 業 用 水	滋 賀	-	-	-
	大 阪	4.24	-	-
	兵 庫	1.61	-	-
	小 計	5.85	-	-
農 業 用 水	三 重	-	-	平均約0.5
	小 計	-	-	平均約0.5
計		10.00	5.000	2.990

- 注 1. 水道用水及び工業用水の水量は年間最大取水量を表す。
 2. 農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。

(単位：m³/s)

正蓮寺川利水	室生ダム	一庫ダム	その他事業	計
			青土ダム	
-	-	-	-	0.190
-	-	-	0.527	0.527
4.109	-	0.462	-	13.831
0.753	-	2.038	-	4.981
-	1.6	-	-	1.6
4.862	1.6	2.500	0.527	21.129
-	-	-	0.073	0.073
2.483	-	-	-	6.723
1.155	-	-	-	2.765
3.638	-	-	0.073	9.561
-	-	-	-	0.5
-	-	-	-	0.5
8.500	1.6	2.500	0.600	31.190